

別表第1（第3条関係）

ハード事業

事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限額	補助金下限額
<p>【規模拡大支援】 規模拡大するために必要とする農業用機械、農業用施設等を整備する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・農業サービス事業者（法人） ・市町村 	<p>農業用機械購入費及び農産加工用機械購入費等 （トラクター、田植機、防除用ドローン、加工品製造機及び包装機等。ただし事業実施主体が農業サービス事業者（法人）である場合は、防除用ドローンを対象から除く。）</p>	<p>市町村が充当した過疎対策事業債の額の3/10以内</p>	<p>5,000千円</p>	<p>100千円</p>
<p>【経営維持支援】 経営を維持・拡大するために必要となる農業用機械、農業用施設等を整備する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・集落営農法人 ・地域農業法人 ・市町村 	<p>農業用施設請負工事費、農産加工施設請負工事費及び附帯設備費（農機具格納庫及び選別調製施設等）</p>	<p>市町村が充当した過疎対策事業債の額の3/20以内</p>	<p>2,500千円</p>	<p>45千円</p>

- (注) 1 補助金額については、事業区分ごとの補助対象経費に補助率を乗じ、1千円未満を切り捨てた金額とする。
 2 事業実施主体ごとの事業要件は別紙のとおりとする。

別紙 事業実施主体ごとの事業要件

(1) 集落営農法人

事業区分	事業要件
各区分共通	<ul style="list-style-type: none"> ・法人格を有していること。 ・地域計画に認定農業者として位置付けられている又は目標年度までに位置付けられることが確実であること。また、地域計画のうち目標地図に事業申請時における事業実施主体の経営面積全てが位置づけられている又は事業実施年度末までに位置づけられることが確実であること。 ・組織に関する定款又は規約があり、総会、収支（会計）の計画及び事業計画等に基づき集落営農活動（一つ又は複数の集落を一つの単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化又は統一化に関する合意のもとに実施される営農活動）を行う組織であること。 ・原則として、集落（複数の集落で活動する組織の場合は、主な活動エリアとなる集落）を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していること（集落内のおおむね過半の農家に参加している場合はこれを含むものとする）。 次のいずれかに該当する場合には、おおむね過半の参加を下回っていても事業実施主体とします。 （ア）設立から5年を経過していない組織である場合 （イ）関連する地域計画の対象地区内に他の集落営農組織がない場合 ・構成員及び役員は、常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。 ・各地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会において、「集落営農組織等整理シート」を作成すること。 ・利用権設定等による経営面積を有していること。
規模拡大支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・目標年度までに、3ヘクタール以上（中間農業地域にあつては2ヘクタール、山間農業地域にあつては1ヘクタール以上）の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	<ul style="list-style-type: none"> ・経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。

(2) 地域農業法人

事業区分	事業要件
各区分共通	<ul style="list-style-type: none">・法人格を有していること（3親等以内の者のみで構成する法人は対象とならないものとする）。・地域計画に認定農業者として位置付けられている又は目標年度までに位置付けられることが確実であること。また、地域計画のうち目標地図に事業申請時における事業実施主体の経営面積全てが位置づけられている又は事業実施年度末までに位置づけられることが確実であること。・地域計画の策定及び実行のための地域における話し合いにより位置付けられ、地域内の担い手（個人）が引き受けきれない農地の受け皿となり、農地を利用した農業経営及び新規就農者を育成する取り組みを行うこと。・農業の常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。ただし、構成員に市町村又は農業協同組合が含まれ、かつ、役員に市町村又は農業協同組合に在籍する者がいる場合は、この限りでない。・利用権設定等による経営面積を有していること。
規模拡大支援区分	<ul style="list-style-type: none">・目標年度までに、3ヘクタール以上（中間農業地域にあつては2ヘクタール、山間農業地域にあつては1ヘクタール以上）の経営面積を拡大すること。
経営維持支援区分	<ul style="list-style-type: none">・経営面積を維持又は拡大する計画であること（経営面積がなく作業受託等を行う場合は対象としない）。

(3) 農業サービス事業体

事業区分	事業要件
各区分共通	<ul style="list-style-type: none">・法人格を有していること（3親等以内の者のみで構成する法人は対象とならないものとする）。・地域計画に位置付けられている又は事業実施年度末までに位置付けられることが確実であること。・複数の集落において、農作業の受委託又は農業用機械の共同利用等を複数の組織で連携して取り組む計画があり、その計画において中核を担う組織になること。・農業の常時従事者（農業に年間150日以上従事する者）が3人以上いること。ただし、構成員に市町村又は農業協同組合が含まれ、かつ、役員に市町村又は農業協同組合に在籍する者がいる場合は、この限りでない。
規模拡大支援区分	<ul style="list-style-type: none">・目標年度までに、事業にかかる受益地が3ヘクタール以上（中間農業地域にあっては2ヘクタール、山間農業地域にあっては1ヘクタール以上）拡大すること。

別表第2 事業実施基準

1. 事業の実施基準

- (1) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業をこの事業に切り替えて補助の対象とすることは認めないものとする。
- (2) 県の他の補助事業として採択された事業又は該当すると判断されるものについては、この事業においては採択しない。
- (3) 整備する機械等の規模決定にあたっては、成果目標の目標年度における機械等の利用計画及び既存の施設等の利用状況を根拠とした客観的な資料により確認するものとする。ただし、別表第3の規模決定根拠の算定基準を満たす計画の場合は、この限りではない。

機械等の整備にあたって、受益面積には組織等が既に所有する機械等の受益地は含まないものとする。ただし、ハード事業のうち経営維持支援を活用する場合を除く。

2. 事業の採択基準

- (1) 事業の実施にあたっては、集落営農等の活性化に関する成果目標を3項目以上設定するものとする（事業実施主体が市町村の場合、今回の事業実施により支援する主たる組織が成果目標を設定する）。
- (2) 成果目標の目標年度は、事業実施年度から起算して3年度目とする。
- (3) 事業の採択は、設定した目標の合計点数の高いものから順に採択する。なお、目標の合計点数が同じ点数であった場合は、事業区分の順で採択することとし、規模拡大支援、経営維持支援の順で採択する。

3. 補助対象とならない経費

事業区分	補助対象外経費
ハード事業	ア 機械等の維持管理に要する経費（修繕費、電気代、水道代等） イ 機械等の解体処分費及び撤去処分費 ウ 機械等の設計費、監理費及び許認可にかかる申請費 エ 用地の買収、貸借等に要する費用及び補償費 オ 機械等の法定耐用年数がおおむね5年以上でないもの カ 既存の機械等の機能が強化されない単純更新 キ 施設等の改築等において、その改築等によって機能が強化されないもの（老朽化した既存施設をそのまま改修する場合等） ク 個人の使用若しくは汎用性が高く目的外使用のおそれのある機械等（組織の農業経営において真に必要であり、他目的に使用されることがなく、導入後の適正利用が確認できる場合を除く） ケ アからクまでのほか、補助することが適当であると認められない経費

別表第3 規模決定根拠の算定基準

機械名	規格等	1日当たり 処理目安	受益面積
トラクター	馬力 40PS 以下	60～110a/日	11 ha
	〃 50PS 以下	75～115a/日	13 ha
	〃 60PS 以下	100～170a/日	18 ha
ハロー	作業幅 3.2m 以下	150～200a/日	11 ha
	〃 3.9m 以下	180～320a/日	13 ha
	〃 4.2m 以下	200～380a/日	15 ha
田植機	植付条数 5条	50～110a/日	8 ha
	〃 6条	75～170a/日	12 ha
コンバイン	刈取条数 3条	90～110a/日	9 ha
	〃 4条	95～115a/日	13 ha
	〃 5条	145～165a/日	18 ha
畦塗機	作業速度 0.2～0.8km/h	290～380a/日	12 ha
	〃 0.4～1.0km/h	320～420a/日	18 ha
ドローン	防除用	430～490a/日	20 ha
米穀乾燥機	石数 30石	35～40a/日	4.5 ha
	〃 40石	45～55a/日	6 ha
	〃 50石	60～70a/日	7.5 ha
籾摺機	処理能力 1,920kg/h 以下	95～150a/日	14 ha
	〃 2,100kg/h 以下	110～165a/日	20 ha
色彩選別機	処理能力 2,000kg/h 以下	80～115a/日	15 ha

新たに整備する機械等が上記の基準を満たす場合は規模決定根拠を不要とします。

別表第4（第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えること目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。